# 新型コロナウイルス対応「新しい生活様式」支援福祉事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」への支援として、在宅で生活する低所得の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び生活保護法による保護受給世帯に対し、負担の一部を助成することを目的とする。

（助成の対象）

第２条　助成の対象は、令和 2 年 7 月 1 日現在において本町の住民基本台帳に登録され、世帯全員が令和 2 年度の町民税非課税の者で構成されている世帯で、申請日現在で次項のいずれかに該当する世帯とする。

２　この要綱での世帯とは、居住及び生計を一にする者又は単独で居住し、生計を維持する者をいう。

（１）高齢者世帯　令和 2 年度内に満 65 歳以上の方を含む世帯。ただし、世帯の全ての満 65 歳以上の者が次項のいずれかの理由により申請時に在宅していない場合は、対象としないものとする。

（２）障がい者世帯　次に該当する重度の障がい者を含む世帯。

①身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害の等級が 1 級又は 2 級の者。

②療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が総合判定 A の者。

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害の等級が 1 級の者。

（３）ひとり親世帯　児童扶養手当全部停止以外の世帯及びこれに準ずる世帯。

（４）生活保護世帯　生活保護法による保護受給世帯。

３　申請日現在において、次の各号に該当する世帯については助成の対象としないものとする。

（１）世帯員全員が社会福祉施設等に入所している世帯。

（２）世帯員全員が町外に滞在している世帯。（令和 2 年 7 月 1 日以前から町外に滞在し、申請日現在も滞在している世帯）

（３）世帯員全員が長期入院している世帯(令和 2 年 7 月 1 日以前から入院し申請日現在も入院している世帯)は除く。

（助成の期間）

第３条　助成の期間は、令和 2 年 8 月 3 日～令和 2 年 10 月 30 日までとする。

（助成の内容）

第４条　前条の期間における助成の額は、1 世帯あたり 10,000 円とする。

２　助成は、上士幌町バルーンスタンプ協同組合が発行する商品券を交付して行うものとする。

（助成の申請）

第５条　助成を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、新しい生活様式支援福祉事業申請書（別記様式）に対象要件を確認できる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意に基づき公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（商品券の返還）

第６条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付した商品券又は使用した商品券に相当する金額を返還させることができる。

（１）虚偽の申請により商品券の交付を受けたとき。

（２）商品券を他の者に譲渡したとき。

（３）その他商品券を不正に使用したとき。

（補則）

第７条　この要綱で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、令和２年７月１日から適用する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和２年10月31日限り、その効力を失う。